

No.08004
お客様各位

2009年3月12日

非危険物扱いのリチウム電池の取り扱いについて（訂正）

IATA 危険物規則書 50 版の補遺（2008 年 12 月 23 日付）、IATA より、リチウム電池輸送に関するガイダンス（2009 年 2 月 6 日付）が発行されたことに伴い、下記項目 3（2 のオーバーパックの規定を一部変更しております。お客様各位におかれましては、内容をご確認の上、適切なご対応をよろしくお願い申し上げます。

平素より JALCARGO をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、ICAO 技術指針（TI2009-2010 年版）の改定に伴い、航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示が改正され、2009 年 1 月 1 日に施行されます。また、既に発行されている IATA 危険物規則書第 50 版においても、その規則改正に沿った取り扱いが記載されております。

つきましては、弊社における取扱いといたしまして、下記の通りとさせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更日：2009 年 1 月 1 日受託分より
2. 非危険物扱いのリチウム電池について

非危険物扱いで輸送できるリチウム電池については、告示による包装基準の要件を満たしていることが条件です。包装基準は 965,966,967,968,969 及び 970 に示されております。

3. ULD 単位での搬入について

1) 以下の取り扱いをお願いいたします。

- ①混載の場合は、当該物品をコンテナ扉の近傍に積み付け願います。
- ②ULDタグへ『リチウム電池取り扱いラベル』を貼付願います。また、内容物を確認させていただく際のご連絡先の電話番号を、ラベルの記入欄に必ずご記入願います。

2) オーバーパック（混合包装）

- ①オーバーパックする場合で、オーバーパック内の包装物に貼付された『リチウム電池取り扱いラベル』が視認できない場合には、オーバーパック上に「OVER PACK」のマーキングをすると共に、『リチウム電池取り扱いラベル』を再表示願います。（包装要件 966・969 について

も同様の取り扱いをお願いいたします。)

変更前) 外装上への「OVER PACK」のマーキングは義務付けない。

②『リチウム電池取り扱いラベル』の貼付が不要な要件においてはオーバーパックを施した場合の当該ラベルの貼付は不要です。

変更前)『リチウム電池取り扱いラベル』の貼付が不要な要件においても、オーバーパックを施した場合はラベルの貼付が必要。

4. 国内貨物運送状(以下運送状)への記載事項について

1) 運送状の「荷印・寸法・使用 ULD NO」欄へ以下の項目を記載願います。

①リチウム電池が含まれていること及び非危険物扱いであることについては、次のいずれかをご記入下さい。

- ・リチウムイオン電池(非危険物)包装基準 9xx
- ・リチウム金属電池(非危険物)包装基準 9xx
- ・リチウムイオン・金属電池(非危険物)包装基準 9xx

②万が一、包装物がダメージを受けたとき火災の危険があるため、取り扱いに注意が必要であることについて、次の例を参考にご記入下さい。

例) 包装物がダメージを受けた時、火災の危険性があるため取り扱いには注意が必要

③包装物がダメージを受けた時の対処法等、包装基準の要件に従いご記入下さい。

例) ダメージ発生時は短絡防止の処置が必要

④追加情報が必要な時の連絡先電話番号をご記入下さい。

2) 記入スペース等の関係で、運送状への全ての項目の記入が無理な場合は、別紙への記載も可とします。

その場合は①～④まで全てを別紙に記載願います。ただし、別紙とした場合でも①については、必ず運送状に記載願います。

尚、ご不明の点等、ございましたら下記迄ご連絡下さい。

日本航空インターナショナル 国内貨物郵便事業部(03-5757-3151)又は東京空港支店 貨物郵便部(03-5757-3103)

以上